

社会福祉法人 歌垣福祉会
役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歌垣福祉会（以下「会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員の報酬及び旅費について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、又は監事が監査業務に従事した場合、又は委員が評議員選任・解任委員会に出席したときに対し別表1により報酬を支払うものとする。

(報酬の支払い)

第4条 役員及び評議員及び委員の報酬は、その金額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(役員及び評議員の旅費)

第5条 役員及び評議員が会務のために旅行した場合には、別表2により旅費を支給するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項は、社会福祉法人歌垣福祉会施設職員の旅費に関する規程を準用する。

付 則

この旅費規程は、平成21年4月1日から施行する。

尚、昭和61年4月1日制定の、社会福祉法人歌垣福祉会役員旅費規程は平成21年3月31日をもって廃止する。

平成29年 3月 1日一部改正、平成29年 3月15日施行

別 表 1

報 酬

役員及び評議員及び委員	日 額
理事会及び評議員会に出席した時	5, 200円
監事が監査業務に従事した時	5, 200円
評議員選任・解任委員会に出席した時	5, 200円

別 表 2

車賃・日当・宿泊料の定額

役職名	車 賃 (1 kmに付)	日 当 (1日に付)	宿泊料 (1夜に付・佐賀県外)
役員及び評議員	40円	1, 200円	13, 000円

佐賀県内の車賃、日当、宿泊料

役職名	車 賃 (1 kmに付)	日 当 (1日に付)	宿泊料 (1夜に付)
役員及び評議員	40円	300円	7, 000円